特別会員規則

（昭和四十七年五月一日規則第二十六号）

改正　昭和四七年　六月二四日
同　四八年　二月二六日
同　五〇年　三月一五日
同　五二年　三月一九日
同　五五年　五月　八日
同　五八年　一月二二日
同　六二年　三月二七日
同　六三年　三月一八日
平成　三年　三月二八日
同　四年　三月一三日
同　五年　六月二五日
同　六年　三月一八日
同　七年　六月一六日
同　八年　二月二二日
同　一二年　四月一五日
同　一三年　二月一六日
同　一六年　二月一九日
同　一七年　二月一七日

同　二一年　二月一九日
同　二一年　二月二〇日
同　二四年一二月二一日
同　二五年一二月一九日
同　二六年　六月一九日
同　二六年一二月一八日
同　二七年一二月一八日
令和　元年一〇月一六日
同　元年一二月一九日
同　三年一二月一七日
同　六年　三月一四日

第一条　本規則は、会則第九十七条の二第二項に基づき、特別会員に関する準則を定めることを目的とする。

第二条　沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（昭和四十五年法律第三十三号）第七条並びに沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）第一条に基づき、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。）第三条に規定する事務を行うことのできる者（以下「沖縄弁護士資格者」という。）が、その事務を行うには、沖縄

弁護士会に入会しなければならない。

第三条　沖縄弁護士会に入会してその特別会員となつた沖縄弁護士資格者は、当然に本会の特別会員となる。

２　特別会員が沖縄弁護士名簿の登載を取り消されたときは、当然に本会の特別会員たる地位を失う。

第四条　沖縄弁護士会は、沖縄弁護士資格者の入会手続及び特別会員に関する事項について準則を定めるときは、本会の承認を受けなければならない。

第五条　本会に沖縄弁護士名簿を備える。

２　沖縄弁護士名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつて、調製することができる。

第六条　沖縄弁護士名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　特別会員の氏名、本籍及び生年月日

二　特別会員の職務上の氏名

三　特別会員の事務所及び住所

四　登載番号

五　登載年月日

六　登載事項変更の年月日及びその理由

七　懲戒の処分

八　登載取消しの年月日及びその事由

２　前項第二号に規定する職務上の氏名については、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）及び職務上の氏名に関する規則（規則第百三十八号）を準用する。

第七条　沖縄弁護士資格者が沖縄弁護士名簿に登載を請求しようとする場合には、沖縄弁護士会を経て、本会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　登載請求書

二　履歴書

三　戸籍謄本

四　沖縄の復帰の日の前日において沖縄の法令の規定による弁護士であつたことを証明する書面

五　法第七条各号（同条第一号の刑には、沖縄の法令の規定（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第二十五条第一項の規定によりなお効力を有するとされる沖縄の刑罰に関する規定を含む。）に定める刑を含む。）のいずれにも該当しない旨の証明書

２　前項第三号の戸籍謄本については、戸籍抄本又は氏名、

本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書をもつて代えることができる。

第八条　沖縄弁護士資格者は、沖縄弁護士名簿に登載されたときに沖縄弁護士会に入会したものとする。

第九条　特別会員は、第六条第一項第一号及び第三号に掲げる事項について変更があつたとき並びに同項第二号に規定する職務上の氏名を使用するとき及び同号に掲げる事項について変更があつたときは、本会に対し、登載事項の変更を届け出なければならない。

2　前項の届出をする者は、沖縄弁護士会を経て、本会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　登載事項変更届書

二　変更した事項が第六条第一号に掲げる事項であるときは、これを証明する書面

第十条　特別会員が沖縄弁護士名簿の登載の取消しを請求しようとする場合は、沖縄弁護士会を経て、本会に対し、登載取消し請求書を提出しなければならない。

2　沖縄弁護士会が特別会員について登載取消しの事由があると認めてこれを報告するときは、その登載取消しの事由に関する書面を提出しなければならない。

第十一条　沖縄弁護士名簿の登載に関しては、次に掲げる

登載料を納付しなければならない。

一　登載　一万五千円

二　登載事項の変更　二千円

2　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により事務所又は住居に甚大な被害を受けた特別会員から第六条第一項第三号に掲げる事項について変更の届出がなされたときは、本会は、前項第二号に規定する登載料の納付を免除することができる。

3　本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があつた場合において、これに伴い、第六条第一項第一号の本籍及び同項第三号に掲げる事項について登載事項の変更の届出がなされたときは、第一項第二号に規定する登載料の納付を免除することができる。

4　本会は、建物の名称が変更される場合その他事務所又は住居の物理的又は場所的な変更を伴わず、かつ、当該特別会員の意思に基づかず、事務所又は住居の所在場所の表示に変更があつた場合において、これに伴い第六条

第一項第三号に掲げる事項について登載事項の変更の届出がなされたときは、第一項第二号に規定する登載料の納付を免除することができる。

5　本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項による改製により、当該特別会員の意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があつた場合において、これに伴い第六条第一項第一号の氏名について登載事項の変更の届出がなされたときは、第一項第二号に規定する登載料の納付を免除することができる。

第十二条　本会は、沖縄弁護士資格者を沖縄弁護士名簿に登載したときは、登載番号及び登載年月日その他必要な事項を本人及び沖縄弁護士会に通知する。登載事項の変更又は登載取消しをしたときも、同様とする。

第十三条　本会は、沖縄弁護士名簿の登載又は登載取消しをしたときは、速やかに、官報をもつて公告する。特別会員の氏名についての変更の届出があつたとき又は職務上の氏名が使用され、若しくは変更されたときも、同様とする。

第十四条　沖縄弁護士名簿の登載に関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第一号書式とする。

2　沖縄弁護士名簿の登載事項の変更に関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第二号書式とする。

3　第十条第一項に基づく沖縄弁護士名簿の登載取消しに関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第三号書式とする。

4　第十条第二項に基づき、弁護士会が特別会員について登載取消しの事由があると認めてこれを報告提出する場合の書類の様式は、登載取消しの事由が特別会員の死亡である場合は別紙第四号①書式とし、その他の事由である場合は別紙第四号②書式とする。

5　職務上の氏名の使用又は変更に関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第五号書式とする。

第十五条　特別会員は、その職務を行う場合には、本会の制定した記章を携帯しなければならない。ただし、本会の発行した身分証明書の携帯をもつてこれに代えることができる。

2　特別会員の携帯する記章の形状及び制式は、弁護士記章規則別表のとおりとする。ただし、裏面ねじ台の部分には、登載番号を刻する。

3　特別会員の記章の携帯については、弁護士記章規則を準用する。

４　身分証明書に関し必要な事項は、規則をもつて定める。

第十六条　特別会員は、本会の総会に出席して、本会の制定した議事規程の定めるところにしたがい、質疑を行ない又は発言することができる。ただし、議決権はない。

２　特別会員は、本会の役員及び代議員並びに本会の組織する委員会の委員となることができない。

３　特別会員は、本会の発行する出版物の配布を受けることができる。

第十七条　特別会員の報酬は、適正かつ妥当でなければならない。

２　前項の報酬に関し必要な事項については、弁護士の報酬に関する規程を準用する。

第十八条　特別会員は、沖縄弁護士会を経て、本会の会費として月額九千七百五十円を本会に納めなければならない。

２　本会は、前項の会費中七百円をもつて、本会の会館を維持運営するために必要な資金に充てるものとする。

第十八条の二　特別会員は、特別の必要がある場合には、特別会費を所属弁護士会を経て、本会に納めなければならない。

２　特別会費は、その額、使途、納付期間及びその他必要な事項を定めて、理事会において議決する。

第十九条　沖縄弁護士会は、毎月末現在における所属特別会員から第十八条第一項に規定する会費及び前条第一項に規定する特別会費を徴収して、二か月以内に本会に送金しなければならない。

第二十条　特別会員は、自己の業務について広告をすることができる。ただし、本会の定めに反する場合は、この限りでない。

２　前項の広告については、弁護士等の業務広告に関する規程（会規第四十四号）を準用する。

第二十一条　会則第八条、第六十八条から第六十八条の四まで及び第七十条第二項の規定の適用については、沖縄弁護士資格者は弁護士と、特別会員は弁護士である会員とみなす。

第二十二条　会則第十条から第十三条まで、第十五条、第二十七条（第三項を除く。）、第二十八条、第二十八条の三、第二十八条の四、第二十九条第一項、第三十条、第九十五条の四及び第九十七条の規定並びに公職就任の届出等に関する規程及び営利業務の届出等に関する規程は、特別会員について準用する。

２　懲戒処分に関する公表及び開示については、懲戒処分

の公告及び公表等に関する規程（会規第六十号）及び懲戒処分の公表等に関する規則（規則第九十二号）並びに懲戒処分歴の開示に関する規程（会規第八十七号）及び懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十二号）を準用する。

3　依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程（会規第九十五号）及び依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規則(規則第百五十四号)は、特別会員について準用する。

4　マネー・ローンダリング対策相談等窓口運営規則（規則第二〇五号）は、特別会員について準用する。

附　則

この規則は、昭和四十七年五月二十日から施行する。

附　則（昭和四七年六月二四日第三条第二項、第七条、第十条、第二十一条及び第二十二条改正）

この規則は、昭和四十七年六月二十四日から施行する。

附　則（昭和四八年二月二六日第十八条改正）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附　則（昭和五〇年三月一五日　第十一条、第十八条改正）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附　則（昭和五二年三月一九日　第十八条改正）

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和五五年五月八日改正）

第十八条の改正規定は、昭和五十五年六月一日から施行する。

附　則（昭和五八年一月二二日改正）

第十一条、第十八条、第十八条の二、第十九条及び第二十一条〔現行第二十二条〕の改正規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附　則（昭和六二年三月二七日改正）

第二十条（新設）ないし第二十二条の改正規定は、理事会の定める日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

附　則（昭和六三年三月一八日改正）

第十八条の改正規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（平成三年三月二八日改正）

第一条及び第二十一条の改正規定は、平成三年十月一日から施行する。

附　則（平成四年三月一三日改正）

第十八条の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

附　則（平成五年六月二五日改正）

第七条及び第十四条の改正規定は、平成五年六月二十五日から施行する。

附　則（平成六年三月一八日改正）

第十八条の改正規定は平成六年四月一日から施行する。

附　則（平成七年六月一六日改正）

第十一条第二項の改正規定は、平成七年六月十六日より施行し、平成七年一月十七日に遡つて適用する。

附　則（平成八年三月一五日改正）

第十八条の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年四月一五日改正）

第二十条の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。

附　則（平成一三年二月一六日改正）

第十八条第一項及び第二項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一六年二月一九日改正）

第一条から第三条まで、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十四条第三項、同条第四項、第十五条第一項、同条第三項、第十六条第二項、第十七条、第十八条、第十八条の二第二項、第十九条、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、別紙第

一号書式、別紙第三号書式、別紙第四号①書式及び別紙第四号②書式の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成一七年二月一七日改正）

第二十二条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則（平成二一年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則　第六条、第九条、第一一条、第一三条、第一四条、第二号書式から第四号②書式、第五号書式改正）抄

1　この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二年一二月一日から施行）

2　この規則の施行の際、現に会員名簿に通称の掲載が認められている準会員又は特別会員が、この規則の施行と同時に当該通称を職務上の氏名として使用するときは、準会員規則第十二条第一項第三号又は特別会員規則第十一条第一項第二号の規定は、適用しない。

附　則（平成二一年二月二〇日改正）

第二十二条第二項（新設）の改正規定は、平成二十一年七月一日から施行する。

附　則（平成二四年一二月二一日改正）

第十一条第二項の改正規定及び同条に三項を加える改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

附　則（平成二五年一二月一九日改正）

第十一条第一項各号の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年一二月一九日改正）

第十五条の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

附　則（平成二六年六月一九日改正）

第五条第二項（新設）及び第六条第一項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附　則（平成二六年一二月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則　第一一条、第二〇条、第二二条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関す

る特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附　則（平成二七年一二月一八日改正）

第十八条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（令和元年一〇月一六日改正）

1　第二十二条第三項（新設）の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

2　改正後の第二十二条第三項の規定により準用される依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程第十一条の規定に基づき令和二年六月三十日までに提出を要する最初の年次報告書は、同条第一項の規定にかかわらず、令和二年一月一日から同年三月三十一日までの期間における事項を対象とする。

附　則（令和元年一二月一九日改正）

第十八条第二項の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和三年一二月一七日改正）

第十八条第一項の改正規定は、令和四年四月一日から施

行する。

附　則（令和六年三月一四日改正）

1　第二十二条第四項（新設）の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2　第二十二条第三項の改正規定は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。